

◎ 理事（総合技術研究本部担当。本部長兼任。在職期間 15. 10. 1～17. 9. 30。適用対象期間 16. 1. 1～17. 9. 30）⇒業績勘案率(案) : 1.1

「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16. 7. 23 政独委独法評価分科会決定)	文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方	文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等	備考
1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。	平成16年7月23日に総務省政策評価・独法評価委員会において「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」が決定された。本決定では、業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とすることとされており、各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うこととされている。	—	
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。 ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは	「機関実績勘案率 α 」の算出 当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。 各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い0.0～2.0の間で算出するも	「機関実績勘案率 α 」 \simeq 1.0を、次の要領で算出。 ① 平成15～17年度の年度実績評価を、文部科学省独立行政法人委員会科学技術・学術分科会の基準（以下「分科会基準」という。）に基づき、項目ごと、かつ当該理事の職責に応じ（主担当	

「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16.7.23政独委独法評価分科会決定)	文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方	文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等	備考
<p>明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。</p>	<p>のとする。</p> <p>なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。</p>	<p>か否か) ウェイト付けの上、評定割合に関する換算表に照らして「年度別の機関実績勘案率」を算出 ⇒15年度0.9、16年度1.0、17年度1.0</p> <p>② ①を在職月数に応じ加重平均し、「機関業績勘案率」を算出 ⇒ $(0.9 \times 3月 + 1.0 \times 12月 + 1.0 \times 6月) \div 21月 = 0.98 \div 1.0$</p>	
<p>② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。</p>		—	
<p>③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p>		上記参照	
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p>	<p>「業績勘案率ε」の算出</p> <p>「機関実績勘案率α」と「個人業績勘案率β」との配分率x、y (注 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、yは0.25を超えないこととする。) を乗じ、「基礎業績勘案率ε'」を求める(小数点第一</p>	<p>17年6月期の期末特別手当の支給に際し、16年度内部評価結果において主担当項目2項目が「S」(特に優れた実績を上げている。)とされたことを反映し、「+5%」の評価</p>	

<p>「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16.7.23政独委独法評価分科会決定)</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等</p>	<p>備考</p>
	<p>位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)。 評価委員会はε'に基づき、以下の点を勘案して当該役員のεを決定する。 ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況</p>		
<p>⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 	<p>「個人業績勘案率β」の算出 当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率βを0.0～2.0の間で決定することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当部門の業績目標の設定【レベル3】(担当とする航空分野および宇宙基盤分野において JAXA が果たすべき役割を正確に分析し、特に次世代超音速機や成層圏プラットフォーム飛行船などの次世代航空技術の研究開発や複合材の研究開発について非常に高い目標を掲げ、この実現のために、関係する研究領域のリーダを集めて、宇宙航空分野に関する豊富な知見と洞察力を持って課題解決に導くとともに関係者のモチベーションを高め、成果の創出に強い意欲を持って取り組むなど、リーダーシップを遺憾なく発揮して取組んだ。) ・ 担当部門の業績目標の管理職層への目標展開/担当部門の業績目標達成のための課題設定【レベル3】(本部会議等において管理職への業績目標の具体化、明確化を指示するとともに、目標達成のための課題について協議を重ねた。また各研究開発の進捗の把握に努めるとともに、問題が発生している部門については、対策チームの設置を進言するなど、随時適切な対策を講じ、次世代超音速機の飛行実験、成層圏プラットフォーム飛行船試験、複合材の高度化など世界的な成果に導いた。) ・ 業務運営と役割分担【レベル3】(特に、次世代航空技術の研 	<p>「レベル」とは分科会基準に定め、それを個人業績評価に係る水準であり、「レベル0」～「レベル4」の5段階からなる。</p>

「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16.7.23政独委独法評価分科会決定)	文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方	文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等	備考
		<p>究開発に関し、研究開発の確実な実施を最優先とし、政府及び国内外の関係機関との調整、研究開発の方向付け等、自らのリーダーシップと判断が要求される課題について重点的に注力するとともに、その他業務については関連部署へ展開し、随時適切なアドバイスを行った。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理(予防保全)【レベル3】(特に、JAXAにおけるロケット及び衛星の確実な開発・打上げ・運用に向け、JAXA及びメーカーが総力を上げ総点検活動を実施する「ロケット・衛星の確実な開発・打上げ・運用のための総点検委員会」の副委員長として機構を挙げての予防保全を推進し、その後のロケット、衛星の打ち上げ連続成功に大きく貢献した。) ・ 三機関統合効果の発揮【レベル3】(宇宙基幹システム本部、総合技術研究本部、宇宙科学研究本部の技術者・研究者が一体となってロケットの再点検を実施する体制づくりを推進し、H-II Aロケット7号機以降の打上げ成功に貢献した。航空分野では小型超音速実験機の抱える各種問題について他本部を巻き込んだ支援体制を構築し、機構を挙げての成功に導いた。宮城県角田地区における宇宙基幹システム本部および総合技術研究本部に所属する部署の一元化を実施し、推進系の研究支援体制の効率化を行った。) 	

<p>「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16.7.23政独委独法評価分科会決定)</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等</p>	<p>備考</p>
<p>⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>		<p>—</p>	
<p>⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>「業績勘案率ε」の算出 「機関実績勘案率α」と「個人業績勘案率β」との配分率x、y（注 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、yは0.25^2を超えないこととする。）を乗じ、「基礎業績勘案率ε'」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。 評価委員会はε'に基づき、以下の点を勘案して当該役員のεを決定する。 ② 目的積立金の積立状況（εが1.5を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）</p>	<p>—</p>	<p>目的積立金なし。</p>
<p>⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。</p>		<p>上記のとおり、職責に応じた（主担当であるか否か）ウエイト付けを行った上で、機関業績勘案率を算出</p>	

<p>「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16.7.23政独委独法評価分科会決定)</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会及び科学技術・学術分科会の「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方</p>	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会における評価の状況等</p>	<p>備考</p>
<p>⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。</p>		<p>文部科学省独立行政法人評価委員会において、科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会→科学技術・学術分科会で審議がなされ(「分科会の議決をもって文部科学省評価委員会の議決とみなす事項」とされている。)、ホームページ等で公表している。</p>	